

全産連発第 200 号
令和 5 年 3 月 29 日

各正会員
会長 様
安全衛生関連委員会 委員長 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
会長 永井 良一 (公印省略)
安全衛生委員会
委員長 三谷 哲也 (公印省略)

労働災害情報の提供について (第 21 報 累計 24 件目)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

今般、正会員より労働災害に関する報道資料の連絡がございましたので、対策情報等を併せて情報提供いたします。令和元年度に情報提供してから累計 24 件目となります。

つきましては、事業者の方がこれらの情報を自社の安全衛生活動に活用できるよう正会員協会加盟の会員企業に対し情報提供いただく等、格段のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、労働災害情報の提供にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

全産連労災発生情報 No.202303-1 「焼却炉内の灰を除去作業中に機械のベルトに巻き込まれ死亡」

【概要】

焼却炉内の焼却灰を除去していた作業員が焼却灰を集める機械のベルトに巻き込まれて死亡した。

【推定要因】

被害者数	死亡者 1 名
災害の種類（事故の型）	はさまれ・巻き込まれ
発生要因（物）	防護・安全装置がない
発生要因（管理）	動いている機械、装置等に接近

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・点検・調整作業等に際して、挟まれ・巻き込まれの恐れのある部分には、覆い等を設けること（労働安全衛生規則第 101 条第 1 項）。
- ・機械のそうじ等を行う場合には、原則として運転を停止して行うこととされている（労働安全衛生規則第 107 条）。やむをえず運転中に行うときは、できるだけ幅広く操作できるロープ式等の非常停止装置を設置すること。
- ・点検、調整（そうじを含む）等の作業をも含めた作業標準を、関係作業者に周知徹底し、確実に順守させること。